

(件名)

平成 24 年 9 月 1 日

富士山火山防災対策協議会

(危機管理部危機政策課)

1 概要

富士山の火山防災対策を検討するため、三県（山梨県・静岡県・神奈川県）の地域防災計画に基づいて富士山火山防災対策協議会を設置し、広域避難計画の策定や訓練計画の検討及び合同訓練の実施に向けて、連携して協議をする。

2 経緯

- ・平成 21 年 10 月 29 日に山梨・静岡・神奈川三県サミットにおいて「富士山火山防災対策に関する協定」を締結
- ・平成 23 年 11 月 1 日に山梨・静岡・神奈川三県サミットにおいて平成 26 年度までに富士山火山合同訓練を実施することで合意
- ・平成 23 年 12 月 27 日に公表された防災基本計画において、避難に係る共同検討体制として火山防災協議会が明確に位置付けられた。
- ・平成 24 年 6 月 8 日に第 1 回富士山火山防災対策協議会を開催した。

3 構成

- ・火山専門家
- ・国：国交省（富士砂防事務所）、気象庁、内閣府、自衛隊
- ・三県：防災危機管理部局、砂防部局、道路部局、関係出先機関、警察本部
- ・市町村：防災部局、消防本部
- ・ライフライン関係事業者（高速道路、鉄道等）

4 富士山火山防災対策協議会での検討内容及びスケジュール

年度	24	25	26	27
項目				
	広域避難計画の検討 訓練の実施	訓練の実施	合同訓練の実施	
	啓発活動の継続的な実施			

富士山火山防災対策協議会の事業計画

1 検討事項

- ・ 計画に関すること
 - (1) 防災対策等の情報交換に関すること
 - (2) 広域避難計画の策定に関すること
 - (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言
 - (4) 三県及び関係市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関すること
 - (5) 大規模災害時の非常現地災害対策本部の検討に関すること
- ・ 訓練に関すること
 - (6) 防災訓練等の活動等に関すること
- ・ 啓発に関すること
 - (7) 火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること
 - (8) 防災意識の啓発活動に関すること
- ・ その他
 - (9) 必要と認められること

2 事業計画

	24年度	25年度	26年度	27年度
計画	(1) 関係機関との情報交換（随時実施） (2) 広域避難計画の策定 (3) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討	(2) 広域避難計画修正 (4) 地域防災計画の見直し及び修正 (5) 現地災害対策本部の検討	(2) 広域避難計画修正	
訓練	訓練の実施 山梨県 (6) 訓練計画の検討	訓練の実施 (6) 訓練計画の検討	合同訓練の実施（時期未定） (6) 訓練計画の検討	
啓発	(7) 専門研修の準備	(7) 専門研修の実施	(7) 専門研修の実施	(7) 専門研修の実施 (8) 啓発活動の継続的な実施